

鳥取県告示第 259 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉センターひだまりデイサービスひだまり	倉吉市上福田522 - 3	通所介護	平成19年3月 19日
”	”	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	”	福祉用具貸与	”
”	”	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	”	特定福祉用具販売	”